

(仮称) 山ノ内町こども基本条例 逐条解説

令和6年11月

1. はじめに

1989年、国連総会で「子どもの権利条約」が採択されました。日本は1994年に、この条約を批准し、条約の理念に基づき「こども基本法」を2023年4月に施行し、次代の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととなりました。

これまで、当町はESD（持続可能な社会の創り手を育む教育）をはじめ、一人ひとりの多様性を大切に、地域ぐるみでこどもたちを守り育てるまちづくりを進めてきており、今年度においては令和7年度から11年度の5年間を計画期間とする「第三期子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。

しかしながら、これら計画には法的拘束力はありません。これに対して「条例」は町にとって基本となる「法」であり、こども施策の法的根拠となるとともに、行政や町民等に対して法的拘束力を持つこととなります。

町長が交代しても、担当部署の職員が替わっても、条例に規定されたことは、ぶれることなく将来にわたって継続されることとなります。

山ノ内町に住む全てのこどもが、生まれたときから権利の主体として尊重され、幸せに、健全に育つことを目指し、こどもの最善の利益を尊重する指針となる「理念条例」として「山ノ内町こども基本条例」を制定しようとするものです。

2. 逐条解説

【前文】

わたしたちがくらす山ノ内町は、ユネスコエコパークにも登録された雄大な志賀の山なみに囲まれた自然豊かなまちです。

このまちで育つこどもたちは山ノ内町の宝であり、希望であり、多様な個性と可能性を持つかけがえのない存在として、一人ひとりの基本的人権が保障されなければなりません。

わたしたちの願いは、こどもたちが、幼児期からわがまちの豊かな自然とくらしの中に息づく伝統文化に触れながら、ふるさとへの愛着と誇りを感じ、地域の人々に見守られる中で、自尊心と他者を思いやる心や予測困難なこれからの社会を生き抜くための逞しさとしなやかさを培い、心身共に健康で幸せに育つことです。

山ノ内町は、未来を創るこども一人ひとりの最善の利益を追求し続け、全てのこどもに安全で安心して育ち学ぶことのできる環境が保障されるまちの実現を、全ての町民が力を合わせて目指すためにこの条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例を定める理由について記載しています。

- (1)第1段落 こどもたちが育ち、生活する当町の特色を記載しています。
- (2)第2段階 当町のこどもたちが、当町にとってかけがえのない存在であることを確認しています。
- (3)第3・4段落 当町で育つ全てのこどもたちが、どのように育ってほしいか。そのために安全で安心して健やかに育つまちを目指す決意を表明しています。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利条約及び子ども基本法（令和4年法律第77号）の考えに基づき、子どもが誰一人とりのこされずに自立した個人として健やかに安心して育ち学ぶことができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる安全で安心なまちづくりの実現に、地域社会全体で取り組むことを目的とする。

【解説】

第1条は、条例制定の目的を示しています。本条例は、子どもの権利に関する基本的な考え方や行政の方向性を定めた「理念・宣言条例」です。

本条例の制定により、子どもの権利を全ての子どもや町民等が理解し、地域全体で子どもが安全で安心して育つことができるまちづくりに協力することとしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親、祖父母又は里親など、子どもを守り養育する者をいう。
- (3) 町民 町内に住所を有する者、町内に勤務する者、町内で活動する者、及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他団体をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育幼児教育施設、学校等教育施設、図書館等社会教育施設、その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいう。

【解説】

第2条は、条例の中で用いる用語の意義を定めています。用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすためのものです。

(1) 第1号関係 子ども

児童福祉法や子どもの権利条約では、「子ども」を「18歳未満」とし、子ども基本法では、「心身の発達の過程にある者」としています。本条例は「子ども」の定義を「特定の年齢で子どもを区切ることはしない」という、子ども基本法の考え方にあわせています。

(2) 第2号関係 保護者

保護者には、親や里親のほか、親に代わって子どもを養育する祖父母等も含めることとしています。

(3) 第3号関係 町民

町民には、当町に住んでいる住民だけでなく、町内で勤務や活動を行うすべての個人や団体、町や育ち学ぶ施設の関係者、保護者も含まれます。

(4) 第4号関係 育ち学ぶ施設

育ち学ぶ施設には、町内の保育幼児教育施設、小中学校、図書館、子育て支援センター、放課後児童クラブ、文化センター、スポーツ施設、公民館、公園など、子どもが育ち学ぶためのあらゆる施設が該当します。

(基本理念)

第3条 子どもが安全に安心して育ち学ぶことのできるまちを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 一人ひとりの子どもを権利の全面的主体として尊重すること。
- (2) 一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考えること。
- (3) 一人ひとりの子どもの多様性に寄り添うこと。
- (4) 子育てしやすいまちづくりに地域全体で取り組むこと。

【解説】

第3条は、本条例の基本理念を規定しています。

(1) 第1号関係 権利の主体について

子どもは、生まれたときから自身が権利の全面的主体であり、一人の人間として尊重されるべき存在であることを示しています。

(2) 第2号関係 子どもの最善の利益について

子どもの最善の利益とは、子どもに関係することがらを決めるときに、「子どもにとって最もよいこと」とは何かを考えることをいいます。子ども基本法に規定されるとおり、「子ども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことが求められており、当事者である子どもの意見を聴きながら検討を進めることが大切ではありますが、「子どもにとって最もよいこと」とは、必ずしも現時点で子ども自身が望むことのみとは限らず、将来的な視点も含め、その子どもがよりよく育つために必要なことをいいます。

例えば、子どもには法律で飲酒や喫煙をしてはいけない「義務」が課せられています。これは、一見「義務」を課しているだけのように見えますが、飲酒や喫煙が、子どもの成長・発達に悪影響があるため、「子どもが健康に有害なことから保護される権利」を守るため、大人が子どもを守る義務を果たしているともいえます。

このように、子どもの権利を保障し、子育て支援を行うには、「子どもの最善の利益」とは何かを常に大人の社会全体で考え、取り組む必要があることを示しています。

この「子どもの最善の利益」は、本条例の最も重要な基本原則となります。

(3) 第3号関係 子どもに寄り添うことについて

一人ひとりの子どもが、ほかの子どもとは異なる個性や可能性を持った存在であることを意識し、個々の子どもの年齢や発達の状況に応じた支援や助言をすることをいいます。

(4) 第4号関係 地域全体で子育てしやすいまちづくりに取り組むことについて

子どもは地域社会の宝であることから、子育てを担う家庭を地域社会全体で協力して、子育てしやすいまちづくりに取り組むことを示しています。

(こどもの権利)

第4条 子どもの権利条約の考えに基づき、こどもは生まれたときから次項に規定する権利を持つ個人として、大切に守られなければならない。

2 町、保護者、町民及びこどもが育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが安全に安心して育ち学ぶことができるよう次に掲げるこどもの権利を尊重するものとする。

(1) 生きる権利 こどもには、大切な命が守られる権利があり、虐待、暴力、いじめや差別を受けることがあってはならない。

(2) 育つ権利 こどもには、持って生まれた能力を十分に伸ばし発揮できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障され、保護者及び町民に愛され支えられながら自分らしく育つ権利がある。

(3) 守られる権利 こどもには、幸せが奪われるような出来事から守られ、安全な環境で安心して過ごす権利がある。

(4) 参加する権利 こどもには、~~ほかの人の権利も大切にしながら、~~自分の意見を自由に表し、様々な活動に参加する権利がある。

【解説】

第4条第1項は、こどもには、大切な権利が保障されていることを規定しています。

第2項は、子どもの権利条約に定められているこどもの権利を、こどもに関わる全ての大人が尊重することを示しています。子どもの権利条約には、こどもの権利や保護について多くの規定(42条)がありますが、国連ではこのなかでも4つの条項を一般原則であるとしており、この4つの条項をもとに、当町として4つの権利にまとめています。

(1) 第1号関係

全てのこどもには、命が守られ、虐待、暴力、いじめや差別を受けずに生きる権利があります。

(2) 第2号関係

全てのこどもには、医療、教育、生活などの支援、まわりの大人からの愛情や理解を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばし、育つ権利があります。

(3) 第3号関係

全てのこどもには、暴力や搾取、有害な労働、その他、幸せを奪おうとするあらゆる出来事から守られる権利があります。

(4) 第4号関係

全てのこどもには、自分の意見が尊重され、他人の権利を侵害しない範囲で自由に発言や活動をする権利があります。

(第1案)

(こどもの役割)

第5条 こどもは、地域社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 他者の権利を認め、尊重すること。
- (2) 様々な経験を通して豊かな人間性及び社会性を身につけること。

【解説】

第5条は、こどもの役割を規定しています。「こどもの役割」とは、権利に対する義務といった義務ではなく、地域社会の一員として、こども自身に大切にしてほしいことをいいます。

(1) 第1号関係

こどもは、自分の権利を知り、その権利を大切にすることを通じて、他者も同じ権利を持つことを知り、自分の権利が尊重されるのと同じように、他者の権利も尊重することが大切であることを学び、自覚する必要があります。

(2) 第2号関係

こどもは、様々なことに挑戦し、その体験を通じて郷土への誇りと愛着を持ちながら、豊かな人間性と社会性を育むことが大切です。

(第2案)

(こどもの役割)

第5条 こどもは、自分たちの権利が尊重され、安全に安心して育ち学ぶことのできるまちな実現を目指し、次の事柄に努めるものとする。

- (1) こどもの権利について学び、自らも発信すること。
- (2) 他者の権利を尊重することについて学ぶこと。
- (3) 多様な価値観に触れるために、幅広く対話すること。

「こどもの役割」を規定することは、権利に対する義務を課すイメージであってはならないとの懸念から、極力役割を課すような表現は避けるべきとの判断があり、学ぶことに主眼を置いた表現にしています。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、こどもの育ちと学びに第一義的な責任を持ち、その健やかな成長を支えるとともに、第4条に規定するこどもの権利が守られるように努めなければならない。

【解説】

第6条は、保護者の役割を規定しています。

家庭は教育及び保育の原点であり、保護者は子育ての第一義的責任を有し、家庭や保護者のあり方は、心身の成長や人格形成など、こどもの成長に大きな影響を与えます。

そのため、保護者は、家庭がこどもにとって居心地の良い場所となるよう努めることや、こどもが愛情を受け、守られ大切にされているという安心感に包まれ、自己肯定感を育むことができるよう努める役割があることを示しています。

(町民及び育ち学ぶ施設の役割)

第7条 町民及び育ち学ぶ施設(以下この条及び次条において「町民等」という。)は、地域全体でこどもを見守り、こどもの健やかな育ちのために協力し合い、こどもが安全に安心して暮らせるまちづくりに努めるものとする。

2 町民等は、保護者が前条に規定する役割を果たせるよう、必要な支援に努めるものとする。

【解説】

第7条は、町民やこどもが育ち学ぶ施設の役割を規定しています。

こどもは、生まれ育った地域、そこで暮らす人々、保育施設や学校、利用する施設等から様々な影響を受けて成長します。地域社会がこどもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを認識したうえで、大人が地域や社会のルールをこどもに教え、こどもが郷土に対する誇りや愛着が持てるよう、互いに思いやりながら絆を深めつつ、地域全体でこどもを温かく見守っていくことが大切です。

第2項では、町民等が、こどもを育てる保護者や家庭に対しても、こどもと同様に地域ぐるみで温かく見守り、支援を行っていくことを示しています。

(町の役割)

第8条 町は、こどもが安全に安心して育つことができるまちの実現のため、保護者や町民等と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) こどもが安全に安心して暮らせるまちづくりに努めること。
- (2) こどもの意見表明を尊重し、こどもが地域社会に主体的に参加できるよう支援すること。
- (3) こどもに関する取組の情報を、こどもにわかりやすく伝えるよう努めること。
- (4) こどもの権利について、こどもと保護者や町民等に周知し、理解が深まるよう努めること。
- (5) こどもに関する施策を策定・実施・評価するにあたり、こども並びにこどもの育ちと学びに関わる当事者の意見を幅広く聴取し反映させるために必要な措置を講ずること。

【解説】

第8条は、町の役割を規定しています。こどもが生活するこのまちが、こどもにとって安全で安心なまちであり続けるために、自治体が果たすべき役割は大きいといえます。

(1) 第1号関係

町は、こどもの権利が守られ、こどもが安心して暮らせるようになるよう、様々な取組みを行います。

(2) 第2号関係

町は、こどもに関する施策を行うにあたっては、こどもの意見を聴く機会を積極的に設けることとし、その意見を尊重することを通じて、こどもの地域社会への参加を支援します。

(3) 第3号関係

町は、こどもに関する取組の情報を、こどもにわかりやすく提供することに努めます。こどもの意見表明や社会参加を実現するためには、こども自身が情報を正しく理解できるようにすることが大切です。

(4) 第4号関係

町は、ホームページや広報などで情報を発信し、こどもの権利について、こども自身や大人に対して、わかりやすく広めていけるよう努めます。

(5) 第5号関係

こども基本法に規定する「こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見」を聴取し、反映させることについて示しています。

(推進体制)

第9条 町が第1条の目的を達成するため、教育、福祉、保健、青少年健全育成その他こどもの育ちと学びに関する部署は、必要に応じて相互に情報を共有し、連携協力するものとする。

【解説】

第9条は、本条例を推進するうえでの町の体制を規定しています。本条例の実現にあたっては、こどもや保護者に直接又は間接的に関わる部署が情報を共有し、連携協力していくことが大切です。

町では、来年度から、「こども家庭センター」を設置し、より一層関係部署が連携して取り組めるよう体制を整備する予定です。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定める。

【解説】

第10条は、委任規定です。この条例の施行に関して必要な事項は、町長又は教育委員会が規則、要綱等で別に規定することを定めています。

附 則 (令和6年 月 日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

附則は、(仮称)山ノ内町こども基本条例の施行期日に関する事項を定めています。